

定期積金（スーパー積金）規定

青 木 信 用 金 庫

定期積金（スーパー積金）規定

1. (掛金の払込み)

定期積金似下（以下「この積金」といいます。）は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳をお差出してください。

2. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または通帳記載の年利回（年 365 日の日割計算）により遅延期間に相当する利息をいただきます。

5. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② この積金を第 9 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記①、②の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年未満のもの。
解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年以上のもの。
約定年利回×60%（小数点第 3 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

④ この計算の単位は 100 円とします。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、後記第9条第4項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第4項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. (解約)

- (1) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の解約の手續に加え、当該積金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前AからEに準ずる者

②預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前 A から D に準ずる行為

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 個人のこの積金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 個人以外のこの積金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) 通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。) する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、個人のこの積金の取引において、積金契約者(以下「預金者」といいます。)は、盗取された通帳を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盗難通帳による支払い等)

(1)個人のこの積金の取引において、盗取された通帳を用いて行われた不正な支払い(以下、本条において「当該支払い」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該支払いの額およびこれにかかる手数料・給付補てん金に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた支払いの額およびこれにかかる手数料、給付補填金等に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な積金支払いが最初に行われた日。) から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ①当該支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該支払いが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随し

て行われたこと

- (5) 当金庫が当該積金について預金者に支払いを行っている場合には、この支払いを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる支払請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および通帳は、譲渡、または質入れはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することがで

きるものとしします。

(3) 第 1 項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとしします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとしします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとしします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとしします。

(4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとしします。

(5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる「休眠預金等のお取り扱いについて」に定める事由を民間公益活動等を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとしします。

① 当金庫ウェブサイトに掲げる「休眠預金等のお取扱いについて」に定める異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、

次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發したこと。
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合(1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払いに係るものを除きます。)が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②この預金について第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法により支払うこと

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上